

令和8年6月16日

令和8年第6回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和8年6月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	5 番 林 聖文
6 番 小林 識史	7 番 小林 増次	9 番 松村 紀彦
10 番 小橋 和紀	11 番 黒崎 友美	12 番 迫田 瑞恵
13 番 佐崎 恭児	14 番 中尾 正浩	15 番 塚田 由美子
16 番 二武 富男	17 番 藤中 京子	18 番 梅川 仁樹

3 本日の総会に欠席した委員は次のとおり

3 番 藤村 浩司	4 番 隅 ふじ江	8 番 藤本 哲
19 番 原田 孝親		

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

次 長 西本 嘉彦	周 東 支 所 木村 茂泰
周 東 支 所 松岡 幸恵	錦 支 所 伊藤 良洋
美 和 支 所 田村 尚巳	事 務 局 飴屋 陽子
事 務 局 市川 佳史	

5 会長は、午前10時00分、委員総数19名のうち、15名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

13 番 佐崎 恭児	14 番 中尾 正浩
------------	------------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第20号	農用地利用集積等促進計画について
議案第21号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者認定について
議案第22号	令和7年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検、評価（案）について
議案第23号	農地利用最適化推進委員の退任について

報告事項

報告第1号	農地法第5条の規定による届出の受理について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地所有適格法人報告書の提出について

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和8年第6回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、15名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、13番佐崎恭児委員と14番中尾正浩委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑及び田、現況畑。面積は、1,083 m²ほか1筆、合計1,406 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市灘出張所から南西へ約720mの場所に位置している農地です。

譲渡人は、会社員であり農地を維持していくことが困難なため、農地を手放そう考えていたところ、叔父である譲受人から新規就農により農地を取得したいとの申し出があったため譲り渡すこととしたものです。譲受人は、申請地において季節野菜や梅の耕作を行うとのことです。農機具はトラクター1台、軽自動車を2台保有しており、申請地より徒歩3分の自宅の農業用倉庫に保管します。収穫した農作物は自家消費するとのことでJAの加入予定はありません。

5月15日に調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 本郷地区

第 16 番

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳田、現況畑。面積は、1,171 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

それでは追加説明をいたします。

申請地は、本郷支所から西に400mの農地です。

譲渡人は相続により農地を譲り受けましたが、後継者もおらず管理ができないため、管理できる人を探しておりました。譲受人は申請地に隣接する所有する農地があり、農地を拡大して無花果等の果樹を植えたいと考えていたところ、譲渡人から農地を譲り渡したいとの話があり、譲り受けることにしたものです。

現地調査は6月10日に総合支所の担当者の方と調査項目に従い、現地調査を行いました。問題なく3条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,906 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

去る5月27日に事務局員と現地確認を行いました。

周東総合支所より北西へ6.74kmの場所になります。

譲渡人の奥様は、私の自治会の人でございます。昭和50年代は、私は米作り全般をやらしてもらっていました。譲受人が定年退職後に時間がございますので、この運びになったようでございます。何ら問題はなく、3条で許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、399 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

担当の原田委員は欠席ですので、追加説明のほうを預かっております。

第19番

原田委員より説明文を預かっておりますので、代読させていただきます。

申請地は、美和総合支所から北北西に約4 kmの農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の維持管理が難しいため、譲り渡すこととしたものです。譲受人は農地の拡大をしたいと考えていたところ、譲渡人から農地を譲渡したいとの話があり、譲り受けることとしたものです。

現地調査は、6月10日に調査項目に従い現地調査を行いました。問題なく3条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

続いて、「議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番」と、「議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についての3番」は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第18号の1番、議案第19号の3番について、事務局より一括して議案説明してください。

事務局

1番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、166 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、進入路及び露天駐車場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についての3番です。

美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、31 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、進入路です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは追加説明をいたします。まず図面を見ていただきますように、先ほど議案の修正がありましたが、登記上は田となっておりますがご存じのように、第5条の方は尖った三角形の31 m²、荒廃地と先ほど説明がありました。それから、駐車場となっていて車が止まっていますが、ここが駐車場で、先ほど議案の修正で植木となっております。

それでは、農地法第4条許可及び農地法第5条許可にかかる一括審議案件について追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から東に約6 kmに位置する農地で、地目は登記上は両件とも田です。4条申請の農地については今年の第2回総会において農振除外の意義なし回答をいただき、その後各種手続きを経て、変更公告をして令和8年6月3日に農振除外が完了した案件です。この総会で承認されれば転用が許可されるものです。

内容についてですが、申請人は以前から自宅の近隣に自家用車用の駐車場を所有したいと思っており、自宅近くに農道ができたので無断で4条申請の土地に露天駐車場をつくり、5条申請の土地を所有者に無断で駐車場へ進入路として利用していたものです。5条申請地の所有者が勝手に土地を駐車場への進入路にして利用されていることに気づき、譲渡人と協議し、話がまとまったため、今回の申請となったものです。なお、始末書が添付され、譲受人も十分反省しておられます。

6月10日に調査項目に従い、総合支所の担当職員の方と現地調査を行いました。問題なく、許可相当と思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第18号の1番と議案第19号の3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

続いて、「議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑、現況畑及び荒廃。面積は、234 m²ほか1筆、合計27 m²です。

第 1 2 番

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅です。
農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、
また、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より南西へ約1kmのところにある農地です。
譲受人は現在、妻の実家に住んでいますが、手狭となってきたため、妻
の実家近くに生活上便利な土地を探していたところ、譲渡人の居住地から
遠く、管理も困難な農地を紹介され、条件が良かったため譲り受けること
にしました。自己用住宅の建設に際して、雨水は市道側溝に接続されてい
る水路へ自然流化、生活排水等は公共下水道等へ接続されるため周辺への
影響はありません。なお、申請地に無断で建物を建設していたため始末書
が添付されております。

5月22日に調査項目に従い現地調査を行いました。必要書類等も整っ
ており、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいた
します。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の
常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、973㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第
2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、ま
た、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

追加説明をいたします。

この案件は周東総合支所より西へ約2.2kmのところにあります。前回
総会で、事務局から事前説明があった案件です。譲渡人は、農地の維持管
理が困難なため譲受人から事業の提案を受け、譲受人は再生可能エネルギ
ー事業に取り組むことで、耕作放棄地の有効活用をし、地域の活性化に貢
献したいとのことで譲渡人と協議をされ、契約に至りました。

なお、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書が提出されており、不
備はありません。また、転用行為は開発行為ではない旨の届け出も出して

おられ、不備はありません。

6月5日に支所職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第20号 農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、議案第20号 農用地利用集積等促進計画について 説明いたします。

中間管理機構関係分として、合計件数3件、合計筆数7筆、合計面積は11,796㎡、うち水田が5,512㎡、畑が6,284㎡としての利用となっております。

なお、備考欄に配分先予定者を記載しておりますが、本来であれば、この総会で中間管理機構への利用権設定案についてご意見をいただき、その後、やまぐち農林振興公社における促進計画の決定、県が認可されるのを待って、2ヶ月程度後の総会において、配分先の設定案にご意見をいただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご理解ください。

以上、説明とさせていただきます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

意見がありませんので、この農用地利用集積等促進計画について、意見なしと決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。

続いて、「議案第21号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者認定について」を上程します。

では、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。

面積は、2,165㎡です。申請人は記載のとおり。

相続人は、被相続人の同居している子で、農業従事の実績はあります。担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、岩国市平田出張所から南東へ約870mの場所に位置している

農地です。

申請人は、令和7年11月に父親の農地を相続し、今後も申請地において農業を継続していきたいとのことから、この度相続税の納税猶予の適格者認定を申請するものです。

5月13日に現地調査を行いました。現地には数種類の野菜が耕作され、また果樹も植えられており、今後引き続き農業を行うと認められることから、適格者認定は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番について適格者認定することを決定します。

続いて、「議案第22号 令和7年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価(案)」について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、議案第22号、令和7年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について説明いたします。

これは、令和7年3月総会で承認いただきました令和7年度最適化活動の目標の設定で定めた目標に対する達成状況等の点検評価となります。

それでは、1ページ目『Ⅰ農業委員会の状況』ですが、こちらは令和7年度最適化活動の目標の設定等の内容を転記しておりますので、説明は省略します。

2ページ目になります。『Ⅱ最適化活動の実施状況』の『1最適化活動の成果目標』(1)農地の集積についてです。②目標では、令和7年度末の集積率は70%を目指しておりました。面積で言いますと、新規集積面積は1,330ha、今年度末の集積面積1,771haという目標に対しまして、③実績、新規集積面積が0ha、令和7年度末の集積面積が432haとなっております。令和7年度末の集積率は17.1%となっております。目標としておりました70%に対する達成状況は24.4%となりました。農地の集積に対する農業委員会の点検結果については記載のとおりですので、ご覧になってください。

(2)遊休農地の発生防止・解消についてです。②目標、令和7年度の遊休農地の解消目標面積は7.48haとなっております。3ページ目、③実績、令和7年度の解消実績面積は1.37haでしたので、目標に対する達成状況は18.4%となりました。

④その他として、農地の利用状況調査についてです。7月～11月に調査を実施し、その結果1号遊休農地の面積が131ha、そのうち緑区分の遊休農地面積が91ha、黄色区分の遊休農地が40haとなっております。

農地の利用意向調査、農業委員会の点検結果については記載のとおりです。

(3)新規参入の促進についてです。目標にありますように、新規参入者

への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が9.6haですが、実績はありませんので0%となります。農業委員会の点検結果は4ページ目に記載のとおりです。

4ページ目、『2最適化活動の活動目標』、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は昨年度と同じく月に8日としておりました。(2)活動強化月間の設定は目標どおりの実績となっております。5ページ目(3)新規参入相談会への参加回数の目標は1回となっておりますが、参加実績はありませんでした。

以上の結果を国が定める別表に照らし合わせて、目標の達成状況の評語を記載することとなっております。岩国市の場合は、農地の集積面積の達成率が90%未満で1点、緑区分の遊休農地の解消が達成率90%未満で1点、新規参入の促進は90%未満で1点、活動強化月間の実施については、3ヶ月以上実施となりますので1点、新規参入相談会への参加は0点となり合計4点となります。5点未満の評語がこちらに記載しております「目標に対して期待をやや下回る結果となった」となります。

その下の【推進委員等の点検・評価結果】ですが、こちらも国が定めた別表に照らし合わせて、活動状況に応じた点数による評語を記載しております。目標に対して期待どおりの結果が得られた方が2人、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が46人となっております。

本日お手元にお配りさせていただいております、A3の資料ですが、これは推進委員からそれぞれ出てきたものを集計したものとなっております。

国のガイドラインにより、この記載内容を踏まえて、総会において点検・評価を実施し、全体として評語および総会で出された意見を合わせて推進委員に対し、5月中に通知を行うこととなっているところです。

全体としての評語としては、A3用紙の右から2つ目の欄のとおりとし、一番右端の備考欄を総会で出された意見として、6月中には通知を行いたいと考えております。

『Ⅲ事務の実施状況』については、記載のとおりとなりますのでご確認ください。

なお、この議案についてご承認いただきましたら、6月末までに山口県等へ報告し、市のホームページには別紙様式5を公表する流れとなります。

説明は以上となります。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第22号は承認することを決定します。

続いて、「議案第23号 農地利用最適化推進委員の退任について」を上程します。

事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 玖珂地区

退任の申し出があった推進委員の担当区域は第19区域・氏名・退任理由・申出年月日は記載の通りです。

なお、今後の予定といたしましては、退任の承認があったのち、岩国市ホームページに後任の推進委員の推薦の求め、募集を掲載し、推薦・応募を受け付けた後、総会において、後任者への委嘱の承認についての議案を上程する予定です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、第19区久角泰也委員の退任を承認することとします。

後任の募集を事務局において進めてください。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、52㎡ほか1筆、合計228㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、アパート建設です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は、353㎡ほか1筆、合計1,238㎡です。

届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

議 長

報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

報告年月日は、令和8年4月27日。法人の住所・名称は記載のとおり。

事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は農事組合法人です。

事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか2件、合計3件の提出がありました。

議 長

報告第4号 現況証明については、ご高覧ください。

	以上で、農地法関係の報告事項を終わります。 そのほか、伝達事項がありますか。
事務局	○農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめについて ○非農地判定について ○農地パトロールの実施に伴う事前説明会について 以上です。
議長	引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めます。 (全国農業新聞勉強会) 以上を持ちまして、勉強会を終了します。 次回定例総会は、7月16日(木)午前10時から、岩国市民文化会館 第一研修室を予定しています。 また、農業新聞勉強会には、7月10日版の農業新聞を持参いただき、意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いします。 これで総会は、終了します。

次回総会について

令和8年7月16日木曜日10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時45分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 中尾 正浩

署名委員 佐 崎 恭 児